

# 大地

発行 千歳市農業委員会

発行日 平成30年12月発行

編集 千歳市農業委員会だより編集委員会

平成30年7月21日 千歳市畜産共進会



## 目次

農業経営法人化について	平成31年度農業政策・予算・税制改正に係る要望書	P2
	について	
農地売買時等の税金の特例措置について		P3
農地パトロールを実施しました	家族経営協定を考えてみませんか	P4
太陽光発電設備について	農業振興地域・農地転用について	P5
	全国農業新聞	
営農証明書の発行について	千歳市の農地平均賃料	P6
	園芸施設共済について	
農業委員会道内視察研修報告		P7
農業者年金について	これ知っていますか	P8
	総会日程紹介	
	編集後記	

**がんばろう！北海道**

# 農業経営法人化について

法人経営によるメリットは、法人化するだけで与えられるものではなく、経営努力によって生み出されるものがほとんどです。

概ね、売上げが1千万円、あるいは事業主の所得金額が400万円を超えたあたりからが法人化の目安とされているようです。

メリットを得るためには設立の目的を明確にすることが必要となります。

## 経営上のメリット

・経営の独立と所有関係の明確化 記帳義務が生じることにより家計と経営が分離され、経営者の意識改革が期待され、経営内容の明確化により、問題点や課題等を認識し、効率的な経営管理ができる。

・取引先、金融機関に対する信用力の向上 事業の拡大によりJAや金融機関から融資を受ける場合、個人より法人の方が信用力は大きい。

・就業条件の整備 従業員を雇用した場合、労働保険や社会保険への加入義務が生じるが、社会保険を完備することにより事故や疾病、老後の心配が解消される。

・有能な人材、従業員の確保 就業条件の整備により、従業員の待遇が向上することで有能な人材確保が可能となる。

## 制度上のメリット

・法人税は定率課税なので、所得が上がれば法人税が有利となる。

・経営者報酬を役員報酬として経費算入でき、役員報酬は給与所得になるため課税が軽減される。

・経営者の退職、死亡時に退職金を支給できる。

・経営者に向けた一定の生命保険の掛金が経費に算入できる。

・赤字法人の繰越控除期間が7年間できる。

・長期低利な制度資金（スーパーL資金等）の融資上限額が個人より大きくなる。

## デメリット

・経営規模が小さいと、税負担が増大する場合がある。赤字でも道・市民税の均等割税額の納税義務が発生する。

・法人経営の会計処理は複式簿記による記帳、決算（貸借対象表・損益計算書等）が義務づけられることにより、事務処理が増大する。

・社会保険の加入に当たり、本人負担とは別に事業主負担が生じる。

・会社設立時に定款認証代金、印紙代、会社設立の登録免許税（名義変更する場合は別途名義変更のための登録免許税）会社印の作製等の費用がかかる。

来年度に向け、法人化した方の体験談を募集しています。ご協力お願いいたします。

## 平成31年度農業施策・予算・税制改正に係る要望書について

農業委員会は、農業者の代表で構成する行政委員会です。また、北海道農業会議（石狩地方農業委員会連合会経由）を通じて農業施策・予算・税制改正に関する課題について、道や国などに要望活動を行っています。

### 農業政策・予算要望

・家族農業への支援 ・日EU、EPA「大枠合意」及びTPP11「大筋合意」からの撤退  
・種子法廃止後の公的機関の生産、供給維持を担保する十分な予算措置 ・経営所得安定対策の充実  
・農業者以外の者が農地に仮登記を付けられないようにするための法整備 計5項目  
(平成30年2月23日提出)

### 農林関係税制改正要望

・利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長  
・農地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長  
・農業経営基盤強化準備金制度の継続と対象拡大 ・消費税引上げの中止 ・軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化 計5項目(平成30年5月28日提出)

# 農地売買時等の税金の特例措置について

農業経営を行う者に対する税金は、農業収入に係る税金と農地に係る税金とに大きく分けられます。

農業収入には、農畜産物の販売、農作業の受託収入などがあり、これに対して所得税(個人)、法人税(法人)、道民税及び市民税(2つの税目を併せて住民税という。)などが課せられることとなります。

農業収入に係る税金では、農業振興や畜産振興といった政策的見地等から、所得計算の特例措置等が講じられています。

一方、農地に係る税金では、農地を売ったり買ったりしたとき、又はそれを所有し使用している場合などについて、次のような税金がかかることとなります。

1.農地を売った場合(注1)	所得税、法人税、地方法人税(注2)、住民税、事業税(法人)、印紙税、登録免許税
2.農地を取得した場合	相続税、贈与税、不動産取得税、特別土地保有税(注3)、印紙税、登録免許税
3.農地を所有している場合	固定資産税、都市計画税、住民税、特別土地保有税(注3)、地価税(注4)
4.農地を貸し付けている場合	所得税、法人税、地方法人税(注2)、住民税、事業税(法人)、印紙税、地価税(注4)
5.農地を使用収益している場合	所得税、法人税、地方法人税(注2)、住民税、事業税(法人)

注1 消費税は土地(土地の上に存する権利含む。)の譲渡及び貸付け(一時的使用の場合は除く。)については非課税です。ただし、消費税の課税売上割合を計算する場合には、その金額を分母の金額に含める必要があります。

注2 地方法人税は、法人の平成26年10月1日以降に開始する事業年度から課税されます。

注3 特別土地保有税は、平成15年度改正において当分の間、課税しないこととされました。

注4 農地及び農地上に存する賃借権(解約等の制限のあるものに限る)については非課税です。地価税は平成10年度税制改正において、当分の間、課税しないこととされました。

## ★農地を買った場合の税金

**本則:** **登録免許税**: 税額=固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格×2%(税率)<sup>注</sup>  
注 土地の有効利用促進のため土地取得一般の税率は、1.5%に軽減(H24.4.1~H31.3.31)

**特例:** 農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を取得した場合【H31.3.31までの取得】  
**税率 2% 1%** 注1) 対象者となる農地取得者: 認定農業者、特定農業法人、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者、経営規模拡大を行おうとする者で一定の要件を満たす者であること  
 注2) 本特例の対象となる農地は市が定める農用地区域として定められている区域内にあるなど一定の要件を満たすこと(農業用施設用地は除きます。)

**本則:** **不動産取得税**: 税額=固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格×4%<sup>注</sup>(標準税率)  
注1) 土地の有効利用促進のため土地取得一般税率は3.0%に軽減(H18.4.1~H33.3.31)

**特例:** 農用地利用集積計画により農用地区域内の農地を取得した場合(H31.3.31までの取得)  
**1/3 控除** 税額=取得価格×2/3×税率  
注) 交換取得の場合は、失った土地価格または取得した土地の価格の1/3相当額の相当額、いずれか多い額を価格から控除

## ★農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置

農用地区域内の農地を売り、譲渡益が発生すると、所得税または法人税がかかりますが、地域の担い手等に売った場合は一定額が控除されます。

譲渡所得税の計算

譲渡所得金 = 譲渡収入金額 (取得費 + 譲渡諸費用) **特別控除額**

税額 = 譲渡所得金額 × ( 所得税 15% + 住民税 5% )

短期譲渡取得 ( 取得後 5 年以内の売却 ) の場合の税率は 30%、9% となります。

~ 特別控除額 ~

中間管理機構の事業の特例 = 中間管理機構に農地を売買すると 1,500 万円の特別控除、  
農地利用集積計画などを活用して農地を売買すると 800 万円の特別控除が受けられます。

## 農地パトロールを実施しました

千歳市農業委員会では、(1)地域の農地利用の確認、(2)遊休農地の実態把握と発生防止・解消、(3)違反転用発生防止・早期発見を目的に毎年、市内全域で「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。

平成 21 年 12 月の農地法改正後、今年で 9 回目となる農地パトロールは、8 月 31 日(金)に農業委員、農業関係機関等の総勢 31 名で実施しました。

また、パトロール後には、報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、委員会としての指導の対応について協議を行いました。今回、長く遊休化していた駒里地区の遊休農地の一部(0.5 ha)が解消に至りましたが、今後とも食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、関係機関及び地域の皆様のご協力を得ながら、農地の適正かつ効率的な利用の確保に向けて積極的に取り組んでいきます。



報告検討会の様子



農地パトロールの様子

## 家族経営協定を考えてみませんか

やりがいをもって働くために

農業経営のビジョン・目的・日々の労働時間・休憩時間、給料の収益配分、農作業の役割分担 等

みんなで経営を充実させよう

経営の計画(目標・資金計画・所得目標・経営規模)、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担 等

ゆとりある暮らしのために

生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動 等

農業を続けていくために

経営や経営資産の移譲について、次期・方法、相続への対応 等

相談先：農業委員会事務局管理課企画振興係

24-0799

# 太陽光発電設備について

農地（田・畑）を農地以外の目的で使用する場合には、農地法に基づく『農地転用』の許可が必要であり、農地法上の許可基準を満たしていなければなりません。

太陽光発電設備を農地に設置する場合も、農地転用の許可を受ける必要がありますので、太陽光発電の設置を検討される際は、事前に農地法の手続きが必要となるか、転用ができるかを必ず農業委員会へ相談し、確認してください。

農地転用の許可を得ずに太陽光発電設備などを設置すると、農地法に違反した『違反転用』となります。この場合、工事の中止や原状回復命令などの是正勧告がなされ、従わない場合は懲役や罰金などの罰則が適用される場合があります。

# 農業振興地域・農地転用について

**農業振興地域（農振）ってなんですか？**

農業振興地域や農業振興地域制度を略して「農振」と呼んでいます。農業振興地域とは、農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定しています。

**農用地区域ってなんですか？**

農用地区域とは、農業振興地域内における集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。その指定は、市が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において行います。

**農用地区域内は農地以外への転用ができないのですか？**

農用地区域内の農地は、農地以外での土地利用が厳しく制限され、農地転用が原則許可されません。そのため、当該農地を農地以外の用途で利用する場合は、農振計画の変更許可を受けて利用の用途変更又は農用地区域から除外することによって農地転用が可能となります。

**許可を受けずに転用すると・・・？**

許可を受けずに農地以外の用途に転用した場合は、工事の中止や現状の回復等の厳しい是正命令される場合があります。これに従わない場合は罰則規定もあり、農業者年金の経営移譲年金（特例付加年金）が受給できなくなる場合もあります。

**不明点があれば、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください!!!**

**【お問い合わせ：農地係 24-0814】**

## — 全国農業新聞を購読してみませんか —

（毎週金曜日発行 B3版 8～10頁 建購読料：月700円[送料、税込]）



全国農業新聞は、経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。

購読申込は、お近くの農業委員か農業委員会までご連絡ください。

企画振興係 24-0799



## 営農証明書の発行について

農業委員会では、補助申請等に必要な営農証明書を発行します。

事前にご連絡いただくことにより、待ち時間を短縮できますので、営農証明書の発行を希望する場合は、事前に来庁時間や使用目的のご連絡をお願いします。

営農証明書の発行の際には、印鑑（認印可、法人の場合は法人の印）、発行手数料 500 円をご用意の上、来庁ください。

なお、月に 1 回開催する農業委員会総会など、業務の都合により事務局職員が不在となり、対応できない場合がございますので、ご了承ください。

## 千歳市の農地平均賃料

農地法第 52 条の規定に基づく農地平均賃料の調査結果についてお知らせいたします。

市内平均賃貸借料（10a 当たり）

田（水稻）	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ 件数	摘要
29年度	11,632	14,000	3,922	80	平成26年～29年の4年間平均
28年度	11,601	12,273	8,647	24	平成25年～28年の4年間平均
前年対比	31	1,727	4,725	56	
畑（普通畑）	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ 件数	摘要
29年度	6,294	10,000	2,000	139	
28年度	6,001	10,742	2,100	78	
前年対比	293	742	100	61	

田（水稻）については、件数が少ないため直近4年間の平均を対象としています。

また、畑（普通畑）については、特殊取引5件を除いています。

## 園芸施設共済について

園芸施設共済の対象は、ガラス室、プラスチックハウス、雨よけ施設の施設園芸用の施設（特定園芸施設）、附帯施設、施設内で栽培される農作物（施設内農作物）、施設本体の解体や廃材の撤去・処分に要する撤去費用（特定園芸施設撤去費用）、園芸施設本体や附帯施設の復旧に要する費用（園芸施設復旧費用）も対象となります。

**共済金の支払額は**（現行）平成31年1月から改正があります。

1棟ごとに損害額が3万円または共済価額の1割を超える場合に、次の算式による共済金が支払われます。

$$\begin{aligned}
 \text{※ 損害額} &= \text{特定園芸施設の被害額} + \text{附帯施設の被害額} + \text{施設内農作物の被害額} + \text{特定園芸施設撤去費用額} + \text{園芸施設復旧費用額} \\
 &\quad - \left[ \text{残存物価格} + \text{賠償金等} \right]
 \end{aligned}$$

# 平成30年度農業委員道内視察研修報告

委員 平沖 道徳



毎年恒例の道内研修が11月15～16日の日程で行われ、会長・会長職務代理者外9名の委員と事務局から2名の計13名が参加しました。市役所を8時30分過ぎに大型バスで出発し、午後に、最初の目的地、「北海道クノール食品株式会社、訓子府工場」を視察しました。

工場の印象は割とコンパクトに感じました。道内には訓子府工場と十勝工場（芽室町）、三笠工場の3か所あり、本州にも3か所の工場（関連会社）があるそうです。

道内工場では、味の素KKコンソメ、スイートコーンパウダー、鍋キューブをメインに製造し、他にはトマトスポンジと言う商品を製造しており、このトマトスポンジの原料のトマトは、何故か輸入ものだそうです。さすがに食品会社だけあり、衛生管理の徹底差にはいささか驚きでした。見学のための準備をすると誰が誰だかわからなくなる位の装備を求められました。



次に、北見市端野町にある「JAきたみらい、玉ねぎ選果場」を視察しました。JAきたみらいは戸数1,014戸、耕地面積24,822haの内、農産、青果の耕作面積18,514haと大きな農協です。

農産、青果の出荷作物の上位は玉ねぎ45.4%、馬鈴薯11.8%、てん菜5.3%、麦類3.2%の順で、4品目で全体の65.8%を占めています。29年度産の玉ねぎの作付面積は約4,600haで約272,000tの生産量でした。10aあたりの単収は5～6tの収量で今年もほぼ平年並みとの事でした。

また、天候不順でも夏季には日照時間があり気温が高いことで、平年並みの出来高になるのだなと感じました。施設用地は唖然とするほど広く、工場と言っても過言ではない様子でした。選果から製品のパレット積みまで、オートメーション化されており、リフトによる原料供給と製品パレットのトラック積みは人力でしたが、場内にそれほど人はいませんでした。

この施設では、1日1,300kgのコンテナを50基処理するそうです。最後は上川農業試験場を視察しました。

ここではリーフレタス、チンゲン菜、小松菜、からし菜、青汁ではないケール（カーリーケール：生食用）を秋冬に無加温で栽培する研究をしていました。メリットは当然、暖房費がゼロなのと寒さによって肉厚で甘みのあるものができること。デメリットは既存の施設に若干の設備投資が必要な事と温度管理に相当時間を費やすことになる事です。また、これらをクリア出来ても、消費者への認知、販路の確立、需要と供給のバランスなど課題もまだまだあるそうです。



以上、2日間の研修で貴重な時間を過ごせたことに感謝します。

## 農業者年金基金

農業者の老後生活の安定を図るため、農業者老齢年金又は特例付加年金（支給要件有）を受給できる制度です。

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

認定農業者等一定の要件を備えた方に対し、保険料の国庫補助があります。

税制面での優遇として、年間最大で80万4千円が所得控除の対象となります。また、受け取る年金も公的年金控除が適用されます。

毎月の保険料は2万円を基本に最高6万7千円まで千円単位でライフプランにあわせ自由に設定できます。

詳細は、[農業者年金基金ホームページ](#)をご覧ください。最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

## （・・・？）これ知っていますか



とても存在感のある雑草と思っていましたが、じつはユリの一種でオオウバユリ（大姥百合）＝ユリ科《アイヌ語名：トゥレブ、トゥレップなど》という野草で、球根部分等は食用になるそうです。開花時期＝7月から8月で7年から10年ほどの長い年月をかけて根に栄養を蓄え、花を咲かせた後は枯れてしまいます。

**農業委員会総会開催日及び各種申請締切日については千歳市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。また、議事録も掲載しておりますので併せてご覧ください。千歳市ホームページトップページ 産業 農業 農業委員会**

### 編集後記

今般の地震・台風により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、多くの尊い命が奪われ、農畜産物及び家屋や田畑、農業施設等に甚大な被害が発生する、未曾有の大災害となり、営農と生活に多大な影響が生まれました。地震に伴う大規模停電により、乳業工場側での受け入れが停止し、集出荷が不能となった生乳やJAが集荷して出荷不能となった農産物もありました。

また、平成30年9月4日から5日に接近した台風21号による強風等により、農作物の倒伏や落果等の被害、農業用施設の損壊等、全道各地域で農作物・営農施設等に大きな被害が生じ、各関係機関では被害対策でそれぞれのできることを模索し、一日も早い復旧、日常に戻れるように、奔走しました。

今までに経験したことがないような台風の脅威と地震による、色々な被害を受け、今後の備えには何が必要か、実践をもって、皆さんが体験したかと思えます。春からの低温、長雨、日照不足で生育不足、からの台風と地震による停電。こんなにひどい年は、皆さん、きっと未経験ではないでしょうか。ですが、こんな年もあるということを経験に刻み、今年の経験を生かし、来年は少しでも今年より良いものができることを、心から祈るばかりです。それぞれが、できることを頑張っていけたらと思えます。



本誌は千歳市のホームページでもご覧いただけます。（再生紙と大豆インキを使用）

5年、10年後の将来の農地の事について相談ごとはありませんか。  
お近くの農業委員にご相談ください。